

## 私のフランス社会保障研究—この一冊—

久 塚 純 一

私の「フランス社会保障研究」を振り返ったときに、思い出の一冊となるのは有泉亭監修/健康保健組合連合会編；『ヨーロッパの社会保障法』（東洋経済新報社）である。御存知の方も多いと思うが、この本は、健康保健組合連合会の社会保障研究室を中心に勉強会を重ねてきた成果の一つであって、『国際社会保障研究』に、仮訳というような形で、法文を掲載してきたものをまとめ上げた形をとっている。

今から25年近く以前に、私は九州大学の大学院で社会保障法の研究を始めた。その頃、私は3つの作業を行っていた。1つは、「(一般的にいう) 日常的な研究」である。2つ目には「(私的な) 辞書・年表の作成」が挙げられる。そして、3つ目として、「フランスの社会保障法典；公衆衛生法典」の翻訳が挙げられる。当時は、カード、ノート、茶封筒を使っての作業であったが、それなりに量化していたように思う。今でも、その一部は大切に保存しており、今日の、私の作業……例えば、私の書いた『フランス社会保障医療形成史』（九州大学出版会）のようなもの……の基礎は、そのようなところにあったようだ。

前置きが長くなってしまったが、先ほど述べた『ヨーロッパの社会保障法』が、思い出の一冊として、私の記憶に鮮明に残っているのは、以下のような理由による。

大学院生であった私が、（全くの我流で）コツコツと「法典（CODE）」を中ほどまで翻訳していたときに、大事件が起こった。私の努力をあざ笑うかのように、『ヨーロッパの社会保障法』が出版されたのである。この一冊の出版という事件は、私に2つの感情を生じさせた。『あーっ！やられてしまった（九州は田舎だった）。』、『……条以下は翻訳しなくてよくなった（助かった）。』という、複雑なものがそれである。ともあれ、私の翻訳作業に関しては、その後は、出版されたものをバージョンアップさせたり、他の関係法令条文を翻訳したりしながらの作業で事足りるようになったことは幸いであった。

今でこそ、「福祉」、「福祉」というようなことになっているが、当時は「日本社会保障学会」すらもなく、実践や運動はともかくとして、「学としての社会保障」ということが成り立つのかも疑問視されていた時代であった。現代においても、社会的な背景や歴史を無視した「比較」、「紹介」が横行しているが、そのような時期に、すでに、国際的な視野をもって、地道な共同研究を基礎に成果を出版してきたということについては、ただ、ただ、頭が下がるのみである。

このような経緯を持っている私の社会保障研究は、今、「近代の論理」ということとの関係で社会

保障を捉えるというところに至っている。これには、狭い学問分野のみ…例えば、法学のみというようなもの…では人間の問題は解明出来ないだろうという、私なりの考え方たが横たわっている。北九州大学の法学部から、早稲田大学の社会科学部へ移動したのも、私の方法論と関係しているといってよいであろう。方法論的には、宗教学、医学(とりわけ精神に関する医学)、心理学、歴史学、哲学、法学、等々を使用しながらの作業であり、主要な関心は、「我々は、一体、どの様な論理に依拠しながら今日に至っているのか?」ということに注がれている。その意味では、「社会保障というもの」を相対化しながらの作業ということもできよう。

ともすれば、普遍性を持たせることに意義を見いだし、福祉の先進国・後進国という具合に色分けすることに心を奪われがちな研究分野であるだけに、時代や文化を異にするそれぞれの場面での理屈を大切にした研究が不可欠になるであろう。比較する際に大切なことは、「問題の発見」であり、「比較の技法というもの」それ自体の研究であって、出来上がったもの(—狭い意味での制度—)の単なる比較ではない。しかし、そのような作業の基礎をなすものは、地道な研究であって、決して、ジャーナリストイックな紹介ではないのである。すなわち、社会保障というものを「欲望」の対象とする…政治化する…のではない方法が求められるのである。

私が、早稲田大学で、「社会保障法」と並行して「比較福祉論」(私はこの講義が大変気に入っている)を担当できているのも、この一冊との出会いによるものである。先人達の地道な努力に感謝する次第である。

(ひさつか・じゅんいち 早稲田大学教授)